

改正案	現行
<p>第一条 削除</p> <p>（受験手数料）</p> <p>第二条 美容師法（以下「法」という。）第四条の十八第一項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については一万二千五百円とし、実技試験については一万二千五百円とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第一条 美容師法（以下「法」という。）第四条第五項の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務</p> <p>二 指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務</p> <p>（受験手数料）</p> <p>第二条 法第四条の十八第一項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については一万二千五百円とし、実技試験については一万二千五百円とする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第六条 第一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>